

## 専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会（以下「本会」という。）定款第37条の規定に基づき、委員会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の種別)

第2条 委員会は、総務、教育、業務、労務及び防犯・災害支援対策の5委員会（以下「専門委員会」という。）とする。ただし、必要により特別委員会を置くことができる。

### (委員会の構成)

第3条 専門委員会及び特別委員会は、支部から推薦された委員をもって構成する。ただし、委員会の特性を考慮し、専門的・技術的事項について必要があるとき、会長は理事会の承認を得て、専門的・技術的な知識、経験を有する者を委員に委嘱することができる。

2 専門委員会及び特別委員会の委員長は、役員選任規程第2条第1項第1号アの会員理事（会長を除く。）をもって充てる。

3 専門委員会及び特別委員会の副委員長は、各委員会の委員の互選により決定する。

4 専門委員会及び特別委員会の委員長は、会長が指名する者について理事会の承認を得て委嘱する。

5 専門委員会及び特別委員会の副委員長及び委員は、会長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 専門委員会の委員の任期は、定款第26条第1項に規定する役員の任期の期間とし、再任することができる。ただし、任期途中で委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員会の委員の任期は、会長が必要と認める期間とする。ただし、任期途中で委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後も後任者が委嘱されるまでは、その職務を行う。

### (委員会の所掌事項)

第5条 専門委員会の所掌事項は、別表のとおりとする。ただし、特別委員会の所掌事項は、設置の際、理事会の承認を得て会長が定める。

### (委員会の招集)

第6条 専門委員会及び特別委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。

2 会長及び各委員会の委員長は、必要により、各委員会に委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の任務)

第 7 条 委員会は、所掌事項に関して、理事会の決議事項及び本会の事業計画に基づく事業(以下「本会事業」という。)について具体的対策等を調査、研究及び審議することを任務とする。

2 各委員会の委員長は、その結果を理事会に報告し、意見を具申する。

(委員長及び副委員長の任務)

第 8 条 専門委員会及び特別委員会の委員長は、委員会の委員を総括し、理事会の決議又は委任に基づき、所掌事項に関して、本会事業の具体的対策等の実施、推進にあたる。

2 前項の委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その任務を代行する。

(小委員会等の設置)

第 9 条 各委員会は、その所掌事項のうち、専門的な事項について、調査、研究を行い、具体的事項の作業を行うため、小委員会を置くことができる。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和 60 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和 60 年 8 月 15 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 2 年 6 月 21 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。この規程を実施する際に、すでに、専門委員会委員及び特別委員会の委員であった者については、任期満了までその職務を行う。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 16 年 9 月 15 日から実施する。
- 7 この規程の一部を改正し、平成 19 年 2 月 15 日から実施する。
- 8 この規程の一部を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 9 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
- 10 この規程の一部を改正し、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。